

介護職員等の研修費用を 最大 10万円 補助します！



介護職員、介護支援専門員の就業促進・定着、介護の質の向上を図るため、
各種研修の受講に必要な経費を補助します。

●対象研修・補助上限額

最大 10万円

- ◆ 介護職員初任者研修
- ◆ 介護福祉士実務者研修

最大 5万円

- ◆ 介護支援専門員実務研修
- ◆ 介護支援専門員専門研修
- ◆ 介護支援専門員更新研修
- ◆ 介護支援専門員再研修
- ◆ 主任介護支援専門員研修
- ◆ 主任介護支援専門員更新研修

●補助対象経費

研修の受講料、指定教材の購入費用

●対象者

- ・令和7年4月1日以降に対象研修を修了した方
- ・市税及び市介護保険料を滞納していない方
- ・国、県、市以外の団体から受講料等の補助を受けていない方(差額補助可)
- ・市内の介護サービス事業所等で働く介護職員・介護支援専門員
- ・研修種類に応じた継続就労要件（6月以上の就労等）を満たす方 等

●申請期限

要件を満たした日から30日以内

詳しくは
市HPを確認！



お問い合わせ

都城市 介護保険課 指導担当

☎ (0986)23-2688